

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「お客様の喜びを自分の喜びとする企業であること。」「自らが、市場を創造できる企業であること。」「そして、社会人として個性豊かな社員を育成する。」の経営理念に基づき、健全で透明度が高く、環境の変化に迅速かつ的確な対応ができる経営体制及び経営システムを確立することが、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方であり、経営上最も重要な課題のひとつと位置づけております。会社の持続的な成長と企業価値の向上のために、ステークホルダー(株主の皆様、お客様、取引先様、地域社会や従業員等)との良好な関係を維持し、株主総会の充実を図り、取締役会の活性化、監査役会の監査機能を強化し、適正な会計処理と情報開示、厳格な内部監査の実施によって経営の透明度を確保してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 株主総会における権利行使】

当社は、現時点では会社規模や業績等の観点から、議決権電子行使プラットフォームへの参加や、招集通知の英訳は行っておりません。今後、株主総会等でのご提言や海外投資家の持株比率の推移を踏まえ、必要かどうかを検討対応してまいります。

【原則1-3 資本政策の基本的な方針】

当社は、資本効率の向上や株主に対する適切な利益還元は、重要な経営課題のひとつであると考えておりますが、具体的な方針を定めるには至っておりません。当面は、収益力の改善と向上が最重要課題であると認識しており、単年度の業績目標の達成を目指しております。経営戦略・経営計画の策定と実行を通じて、収益力を強化し、企業価値の向上に努めてまいります。

【補充原則2-5-1 内部通報】

当社は、内部通報に係る窓口を電話とメールにて行っており、担当取締役が代表取締役副社長となっております。現在の社員数においては不要と考えておりますが、今後、従業員の人数、取引金額、関係会社数等を考慮し、経営陣から独立した窓口を設置すべきかどうかの検討をしてまいります。

【補充原則3-1-2 情報開示の充実】

当社は、英語での情報開示は行っておりません。今後、海外投資家の比率の推移を注視しながら、当社において英語での情報が株主価値向上につながるものか、費用対効果等を勘案し検討してまいります。

【補充原則3-2-1 外部会計監査人】

1. 当社監査役会は、外部会計監査人との意見交換や監査人からの監査報告等を通じて、監査の実施状況の把握及び評価を行っております。外部会計監査人候補の選定と評価に関する基準の策定につきましては検討対応してまいります。
2. 外部会計監査人との意見交換や監査担当役員からの状況報告等を踏まえ、監査人の独立性と専門性の有無について確認を行っております。

【補充原則4-1-2 取締役会の役割・責務(1)】

当社は、世界経済が激しく変化する中、長年にわたり経常利益がマイナスのため、単年度の業績目標の達成を最重要課題としており、中期経営計画の策定はしておりません。会社業績や会社規模等の観点から、順次中期予算の計画策定を検討してまいります。

【補充原則4-1-3 取締役会の役割・責務(1)】

現在、当社最高経営責任者の後継者の計画を策定しておりません。今後、CEOに求められる資質、経験、育成計画等について、取締役会で検討してまいります。

【補充原則4-2-1 取締役会の役割・責務(2)】

当社では、ストックオプションや業績連動報酬等の長期的インセンティブ制度を導入しておりません。今後、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの観点も踏まえ、企業価値の向上のための給与報酬体系、制度設計について考えてまいります。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、現在独立社外取締役を選任しておりませんが、社外取締役においては3名選任しております。毎月の取締役会では意見交換が活発に行われており、監査役会との意見交換にも時間を充てております。現体制下で社外取締役は3分の1を占めておりガバナンスは有効に機能しているものと判断しております。しかし、ステークホルダー等の意見を適切に取締役会へ反映させるためにも独立社外取締役の選任について検討してまいります。

【補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実行性確保のための前提条件】

当社は、社外取締役を3分の1以上占める3名選任し、取締役会の実効性を確保しております。取締役会は、原則月1回開催し、審議・決議を行っております。取締役会では、十分な審議時間を確保するとともに、豊富な経験を持つ社外取締役、社外監査役の意見を求め、多角的な視点による経営判断に努めております。結果の開示につきましては今後の課題として検討してまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】

現状、従業員の研修を優先し、取締役・監査役のトレーニング(知識や情報を取得するための外部のセミナーや外部団体等との交流会などの機会)を提供しておりません。今後の課題として検討してまいります。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、世界経済が激しく変化する中で、単年度の業績目標の達成を最重要課題としており、中期経営計画の策定は凍結しております。会社業績や会社規模等の観点から、順次中期予算の計画策定を検討し、公表できるよう行動してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
宗教法人天照の神の会	53,053,110	14.81
CBHK-GUOTAI JUNAN SECURITIES(HONG KONG) LIMITED-CLIENT ACCOUNT	27,520,625	7.68
KIM ENG SECS (HK) LTD A/C CLIENTS	20,000,000	5.58
CBHK-PHILLIP SEC (HK) LTD-CLIENT MASTER	17,387,600	4.85
CBSG-MAYBANK KIM ENG SECURITIES PTE. LTD. A/C CLIENT	10,355,000	2.89
THE BANK OF NEW YORK - JASDECNON-TREAY ACCOUNT	9,740,000	2.71
SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LIMITED-SEGREGATED CLIENT A/C	6,097,900	1.70
日本証券金融株式会社	4,807,200	1.34
HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES COMPANY LIMITED 700700	4,215,400	1.17
株式会社満月の雨	2,426,100	0.67

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長・社長以外の代表取締役
取締役の人数 更新	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
方 亮	他の会社の出身者											
王 峰	他の会社の出身者											
柿崎 裕子	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
方 亮	——		長年会社経営に携わっており、特に中国企業における総経理経験が長く、その経営に関する高い知識と幅広い経験を活かし、当社グループの経営の指導にあたっていただくため、社外取締役に選任しております。
王 峰	——		中国におけるダイヤモンドジュエリー等の企業経営に係る知識及び経験を活かし、販売強化の指導にあたっていただくため、社外取締役に選任しております。
柿崎 裕子	——		当社グループの今後の経営課題に関する戦略の立案等において貢献していただくため、社外取締役に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数 更新	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人との間において、監査実施状況、監査体制等の内容を隔月1回程度、定例的に状況を聴取し、連携をとっております。
また、当社は、代表取締役直轄の内部監査室を設置し、当社グループの業務の適正性、信頼性、効率性及びコンプライアンス等についての内部監査を実施しております。
なお、内部監査室は必要に応じて監査役と情報交換を行うとともに、監査役会へ定期的に内部監査の結果を報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小林 実	弁護士													
菅原 謙爾	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林 実	○	――	弁護士として培われた知識及び経験があり、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し社外監査役に選任しております。
菅原 謙爾		――	企業経営に係る知識及び経験を、監査体制に活かしていただくため、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

--	--

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

当社は、小林実氏が当社との間において特別な利害関係はなく、当社の事業関係者の業務執行者にも該当しないことから、独立性が高い立場であること、また、一般株主との利益相反の生じるおそれがないものと判断していることから、同氏を独立役員として指名し、その旨を株式会社東京証券取引所に届け出をしております。

これにより、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために十分な役割を果たすものと判断しています。

【インセンティブ関係】**取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況**

実施していない

該当項目に関する補足説明

更新

当社の現状を考慮し、現状は実施しておりませんが、今後検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者**該当項目に関する補足説明****【取締役報酬関係】****(個別の取締役報酬の)開示状況**

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

全取締役の報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬の額またはその算定方法については、業績及び経営計画などを総合的に勘案し、決定するものとしています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、各役員会の開催にあたり、管理部を窓口として、事前に資料配布並びに説明を行い情報伝達を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、企業規模及び事業内容を鑑み、監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役設置会社制度を採用しております。

また、企業の透明性、経営の健全性を高めるため、社外監査役に加えて社外取締役を選任しております。

取締役会につきましては、定時取締役会と必要に応じて開催する臨時取締役会により、重要な業務執行及びその他、法定事項について決定を行

うほか、業務執行の監督を行っております。

経営会議につきましては、代表取締役社長、代表取締役副社長、取締役、部長、室長で構成されております。原則として、月曜日、木曜日に開催し、重要な決定事項のうち取締役会決定事項以外の決定及び取締役会付議事項の検討等を行っております。

監査役会につきましては、監査役と会計監査人との間において、監査の方針、会社の業務や財産の状況を調査する方法、その他、監査役の職務

実行に関することを決定し、監査役は取締役が業務執行にあたり、法令や定款を遵守しているかなどの監査を行っております。

なお、会計監査人に対する報酬の額の決定に関する方針は、代表取締役が監査役会の同意を得て決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、監査役会設置会社の形態を採用しております。その体制の下で、「投資者の権利を損なわない」という観

点から、当社は企業の透明性の確保及び取締役会、監査役会などのガバナンス機能のあり方が重要であると考えおります。

当社の対応としては、適時適切な情報開示により企業活動の透明性を確保するため、情報開示専任部門のIR戦略室を設置し、全社的意思決定機能及び業務執行に対する監督機能の妥当性をチェックする機能をより強化するとともに取締役会へ付議される事項の事前協議機関である

経営会議、全ての部門の業務の遂行状況、法令等の遵守状況を監査し、監査役会に報告する内部監査室を設置し、強固なコーポレート・ガバナンス体制を敷いています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	平成28年6月30日木曜日午前10時より第51回定時株主総会を開催いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料等	
IRに関する部署(担当者)の設置	株主、投資家からの質問等に関しては、電話、メール等にて即時回答させてい ただけるよう担当窓口のIR戦略室を設けております。 なお、当社取締役8名のうち女性3名が登用されております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	株主、投資家からの質問等に関しては、電話、メール等にて即時回答させていただけるよう担 当窓口のIR戦略室を設けております。 なお、当社取締役8名のうち女性3名が登用されております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、健全な会社運営を行うためには内部統制システムを整備することが必要不可欠と認識し、職務の執行が法令及び定款に適合することはもとより、その執行が有効かつ効率的に行われ、社会から信頼を得ることを基本的な考えとしております。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役及び使用人は、法令・定款を遵守した行動をとります。代表取締役が繰り返し法令遵守の精神を取締役及び使用人に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底します。また、その徹底を図るため内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査します。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役会規則および文書保存規則に基づき、取締役会の決定に関する記録を作成保存するとともに、監査役からの要請等、必要に応じて閲覧可能な状態としております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務運営上重要な情報は、可能な限り共有化を図るため、毎週行われている朝礼で発表し、各役職員が知ることにより損失を未然に防ぐ防止策を図る体制をとっております。リスク評価・対応は、取締役・部長・室長が参画する経営会議において行っており、必要に応じて規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成、配布等を行うこととしております。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎月、定例取締役会を開催して、経営の重要事項を審議及び決定を行う。また、迅速かつ的確な経営判断を確保するため開催している経営会議で明確に意思決定を指示しております。

5. 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ全体の方向性を一致させるべく担当取締役が、随時、情報交換を行って、取締役会にて意見交換・伝達を行う体制をとっております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、当社の規模及び業態に鑑み、監査役の職務を補助する使用人を設置しておりませんが、監査役が補助者を必要とするときは、担当取締役は必要な措置を講ずることを定めております。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の要請によってその職務を補助することとなった使用人については、担当取締役は業務上の配慮を関係部署に要請することとしております。

8. 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助することとなった使用人は、監査役の指揮命令に従わなければならないと定めております。また、取締役及び使用人は、補助使用人の業務の円滑性を確保するよう、環境整備に努めるものとしております。

9. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会による当社及び子会社の各業務執行取締役及び重要な各使用人からの個別ヒアリングの機会を設けると共に、当社及び子会社の代表取締役、監査法人、内部監査室とそれぞれとの間で定期的に意見交換会を開催します。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制

当社は、監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、すみやかに処理します。通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合においては、監査役は担当役員に事前に通知するものとします。

11. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制

監査役は、職務の執行上必要と認める費用についてあらかじめ予算を確保できることを定めております。また、監査役がその職務の執行について生ずる費用の負担を求めた場合、特段の理由がない限り、これを会社が負担するものとしております。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査役監査の計画と結果を取締役社長に適宜報告する他、必要に応じて意見交換を実施しております。また、会計監査人の監査計画について事前に報告を受け、また、監査結果についても、適宜報告を受けるなど相互連携を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向け、組織として毅然と対応し、役職員に徹底し、反社会的勢力排除との関わりを断固排除する方針であります。なお、反社会的勢力による不当要求に対しては、対応する従業員の安全を確保した上で、民事と刑事の両面から法的対応を行い、反社会的勢力との裏取引や資金提供を一切行わないため、通報窓口として内部監査室を設置しております。通報があった場合には代表取締役副社長に直ちに

通報し、代表取締役副社長から監査役会及び取締役会に報告する体制をとっております。

また、毎週の朝礼等で反社会的勢力排除に向けた説明を行っております。

当社は、外部専門機関との連携を取りながら、取引を含め反社会的勢力との一切の関係を遮断していく方針であります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、経営環境の変化に対応すべく適時見直しを図ってまいります。

【コーポレート・ガバナンス体制】

